

令和7年4月1日以降に離職された方は 「給付制限期間」が1か月に短縮されます

令和7年4月1日以降に正当な理由がなく自己の都合で退職した場合の**給付制限期間は原則1か月**となります。

退職した日が令和7年3月31日以前である場合の**給付制限期間は原則2か月**となります。

※退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己の都合により退職し、受給資格決定を受けた場合の**給付制限期間は3か月**となります。

※自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇（重責解雇）された場合の**給付制限期間は3か月**となります。

再就職手当の取扱いについて

再就職手当の支給要件の一つに、「離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること」とありますが、令和7年4月1日以降に給付制限期間が1か月となった場合も、当該条件を満たす必要があります。

令和7年4月1日以降、「給付制限の解除」が適用されて基本手当を受給できる方についても、「待期満了後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること」の条件を満たす必要があります。

- ・再就職手当は、基本手当の所定給付日数の**3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合**に支給されます。
- ・雇用保険の求職者給付のうち、失業の状態にある日について支給する手当を「基本手当」といいます。
- ・基本手当を受けることができる日数の上限は、離職日における年齢、雇用保険被保険者期間、離職理由等により定められています（これを「所定給付日数」といいます）。
- ・ハローワークインターネットサービスの「オンライン自主応募」は、ハローワークによる職業紹介に該当しません。
- ・**高年齢求職者給付金、特例一時金を受給される方は再就職手当の対象となりません。**

詳しくは、お近くのハローワークにご相談ください。